

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

(令和4年度～令和8年度)

目 次

1	計画策定の目的及び背景	-----	1
2	管理すべき鳥獣の種類	-----	2
3	計画の期間	-----	2
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	-----	3
5	現状の把握	-----	3
6	第二種特定鳥獣の管理の目標	-----	2 8
7	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	-----	2 9
8	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	---	3 3
9	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	-----	3 4

1 計画策定の目的及び背景

本県におけるニホンジカの生息域は、江戸時代までは平野部まで広く生息していたことが確認されているが、明治時代以降の乱獲により大幅に生息域を狭め、一時は秩父市（旧大滝村）など、秩父地域の限られた地域に生息記録を残すのみとなっていた。

昭和50年代になると、秩父地域のほぼ全域で確認されるようになり、昭和60年代から平成の初期には生息域が急速に拡大し、本庄市（旧児玉町）、飯能市（旧名栗村を含む）と秩父地域外縁部でも確認されるようになった。

平成10年代になると、外秩父山地はもとより、丘陵部においても確認されるようになるとともに、スギ、ヒノキ等の新植地において苗木の食害が深刻化するなど、生息密度の高まりが伺えるようになった。

この要因としては、生態系の変化、生息環境の変化のほか、温暖化等の人為的影響によりバランスが崩れたことも考えられる。

ニホンジカによる農林業被害については、従来は、スギ、ヒノキ等の苗木の食害が主であったが、最近では、生息域の拡大や生息密度の高まりに伴い、農業被害の顕在化や壮齢木の剥皮害が認められている。さらに奥秩父主稜線付近では、高山植物の食害や天然林の大径木の剥皮害も広がっており、希少植物の保護、森林生態系への影響も危惧されている。

ニホンジカによる生態系や農林業に及ぼす影響を軽減し、人とニホンジカとの共生を図っていくためには、生息状況、植生、農林業被害の発生状況等を把握するとともに、個体数の調整、被害防除対策、生息環境の整備等の対策を総合的に講じ、計画的な保護管理を進めていく必要がある。

そのため、県では、平成18年度から特定鳥獣保護管理計画を策定し、関係部局や市町村、猟友会等と連携し様々な対策を実施してきた。また、ニホンジカは都県境を越えて関東山地を移動することから、東京都や群馬県などと連携し、定期的な情報交換や、共同での捕獲作業なども実施している。

また、平成26年5月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律改正により、著しい被害を及ぼす鳥獣の管理（生息数の減少及び生息域の縮小）の強化等を目的とする計画体系の見直しが行われたため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第7条の2の規定に基づき第二種特定鳥獣管理計画を策定した（計画期間：平成27年5月29日～平成29年3月31日）。

計画の期間終了に伴い、第2次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定した（計画期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日）。

今回、第2次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の計画期間終了に伴い、第3次計画を策定することにより、引き続き、個体数管理、被害防除対策等を総

合的に講じていく。

表－１ 特定計画の経緯

	第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)		第2次第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)	
	計画内容	実施結果	計画内容	実施結果
計画期間	平成27年5月29日～ 平成29年3月31日		平成29年4月1日～ 平成34年3月31日	
管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全と森林の公益的機能を維持していくため、ニホンジカの生息密度を一定の水準にまで抑制する。 森林・林業被害の防除及び自然植生の回復を当面の目標とし、生息区域拡大の先端地域での捕獲を進め、生息区域の拡大に歯止めをかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間において、ニホンジカの生息密度及び生息区域に大きな変化は見られなかった。 推定生息個体数については、計画期間前の平成26年度に12,208頭だったのが、計画最終年の平成28年度には13,496頭と増加が見られた。 増加率については、平成26年度の1.10から平成28年度の1.04に減少し、捕獲強化等の対策による増加スピードの鈍化が見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ニホンジカの分布が拡大してきた地域では生息域の拡大防止、高密度化している地域では生息密度の低下を図ることで、農林業被害の防除及び自然植生の回復を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間において、ニホンジカの生息密度及び生息区域に大きな変化は見られなかった。 推定生息個体数については、計画期間前の平成28年度に13,496頭だったが、令和元年度には13,217頭と若干の減少が見られた。 増加率については、平成28年度の1.04から令和元年度の0.97に減少し、捕獲強化等の対策による増加スピードの鈍化が見られた。
数の調整に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 1,500頭前後で推移している捕獲頭数を年間3,000頭程度まで増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲頭数は、計画期間前の平成26年度に1,988頭だったが、計画最終年の平成28年度には3,014頭まで増加した。 許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数が大幅に増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲頭数を年間3,000頭程度まで増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲頭数は、計画期間前の平成28年度に3,014頭だったが、令和2年度には4,648頭まで増加した。 許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数が大幅に増加した。
	<ul style="list-style-type: none"> 個体数管理を特に強化する必要があると認める地域において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業については、平成26年度の開始当初は広域での巻狩りのみであったが、平成27年度から一般狩猟者の立ち入れない高標高地域での捕獲事業も実施することとなり、捕獲頭数が大幅に増加した。 (平成26年度:33頭、平成28年度:263頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 個体数管理を特に強化する必要があると認める地域において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理鳥獣捕獲等事業については、平成29年度から埼玉県秩父高原牧場において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を開始し、捕獲頭数が増加した。 (令和元年度:457頭)

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

3 計画の期間

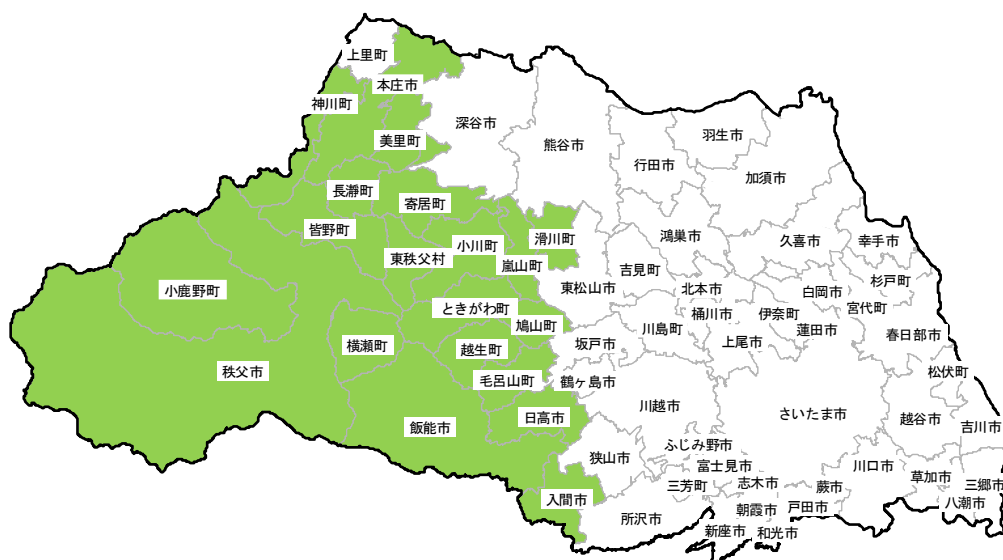
令和4年4月1日から令和9年3月31日

ただし、計画の期間内であっても、生息状況又は社会状況等に大きな変動があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（20市町村）

秩父市、飯能市、本庄市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町（図－1）

今回、滑川町、嵐山町及び鳩山町の3町を追加する。



図－1 特定計画対象区域

5 現状の把握

(1) 生息動向及び捕獲状況

ア 生息環境

ニホンジカは日本海側の多雪地帯を除いて、北海道から九州まで広く生息しているとされてきたが、環境省が令和2年度に実施した調査ではニホンジカの分布域は、特に北海道・東北地方や北陸地方において急速に拡大していることが示された。また、平成26年度に実施した前回調査との比較では、ニホンジカの分布域は約1.1倍に拡大していることが示された。

積雪はニホンジカの活動及び採食行動を著しく困難にし、約50cmの積雪で生息に支障を来すといわれており、深さ50cm以上の積雪日数が30日を超えると死亡個体が出始め、50日を超えると死亡が多発すると指摘されている。

ニホンジカは元々、林縁性の動物で、昼夜を問わず採食と休憩、反すうを繰り返して過ごす。休憩場所は木陰や藪の中で、昼間は主に森林地域にいて、農地や伐採跡地などの開放的な場所には夜間に侵入する。

このような生態から、森林率が高い地域よりもやや低い地域の方を好んで利用している。しかしながら、本州以南においては牧野、原野としての土地利用や自然草原が少なく、農耕地や居住地など本種の生息を容認し得ない土地利用が主となっていることから、現在の生息域は森林率の高い地域に集中している。

埼玉県は、太平洋側に位置し、積雪も少ないことから、積雪による制限を受ける地域は、標高の高い秩父地域の一部に限られると考えられる。ただし、近年、積雪が減少していることが一つの要因となって、奥秩父山地の標高2,000メートル以上の稜線部でも生息が確認されており、積雪深は本県においては制限要因とはなっていないと考えられる。

イ 生息範囲

各種の文献等からニホンジカは江戸時代までは県土のほぼ全域に生息したことが確認される。しかし、明治期以降、生息適地の減少、狩猟圧の増加により大幅に生息域を狭め、昭和初期に記録されている地域は秩父市（旧大滝村）のみとなっていることから、明治時代から昭和初期までの期間に平野部からニホンジカがいなくなったものと考えられる。

昭和30年代までは秩父地域のごく一部の地域にのみ生息していたが、徐々に分布が拡大し、昭和50年代までには秩父地域のほぼ全域と飯能市（旧名栗村）で生息が確認されるようになった。

さらに平成初期になると、急激に分布範囲が拡大し、神川町、本庄市（旧児玉町）、寄居町、小川町、ときがわ町（旧都幾川村）、越生町、飯能市など、外秩父山地からその周辺部にまで生息域が拡大した。

昭和51年度に取りまとめたアンケート調査ではニホンジカの生息情報の得られた区域（図－2）は秩父山地沿いの26メッシュ^{※1}であったが、令和2年度に実施した生息状況調査により令和元年度の生息域とされた区域（図－3）は66メッシュと大きく増加している。

ただし、平成27年度に生息情報の得られた79メッシュからは減少している。これは、熊谷市北部などの飛び地など生息密度の低い地域を中心として減少したものであり、生息範囲の縮小とは評価しがたい。

狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲状況や農林業被害の発生状況からニホンジカの現在の生息域としては秩父地域、児玉地域、比企地域及び西部地域の広い範囲と考えられる。

また、図－3については、捕獲の位置情報を基にメッシュを色付けしているが、黄色で塗られたメッシュについては、入間川と荒川の合

流地点の河川敷内でシカの定住が確認され、捕獲を実施しているため色付けした。

※1 標準地域メッシュシステム（昭48. 7. 12 行政管理庁告示第143号「統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュコード」）の第2次地域区画を4等分したもので、縦横約5×5kmの区画。各1/2.5万地形図の図郭割の縦横4等分の範囲に該当。

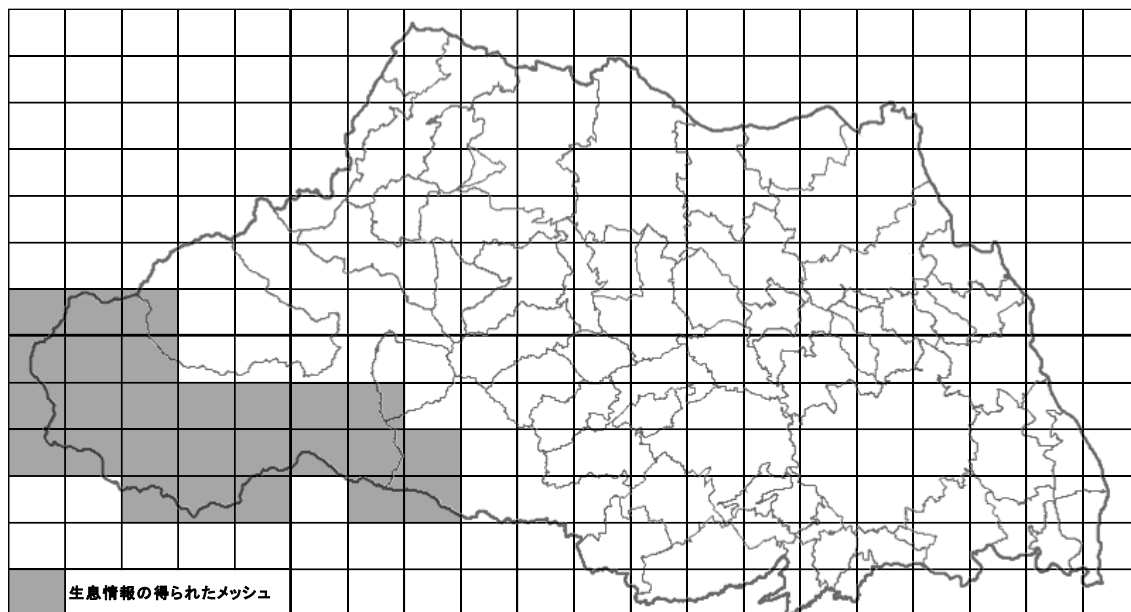


図-2 ニホンジカ生息情報が得られた区域（昭和51年度 26メッシュ）

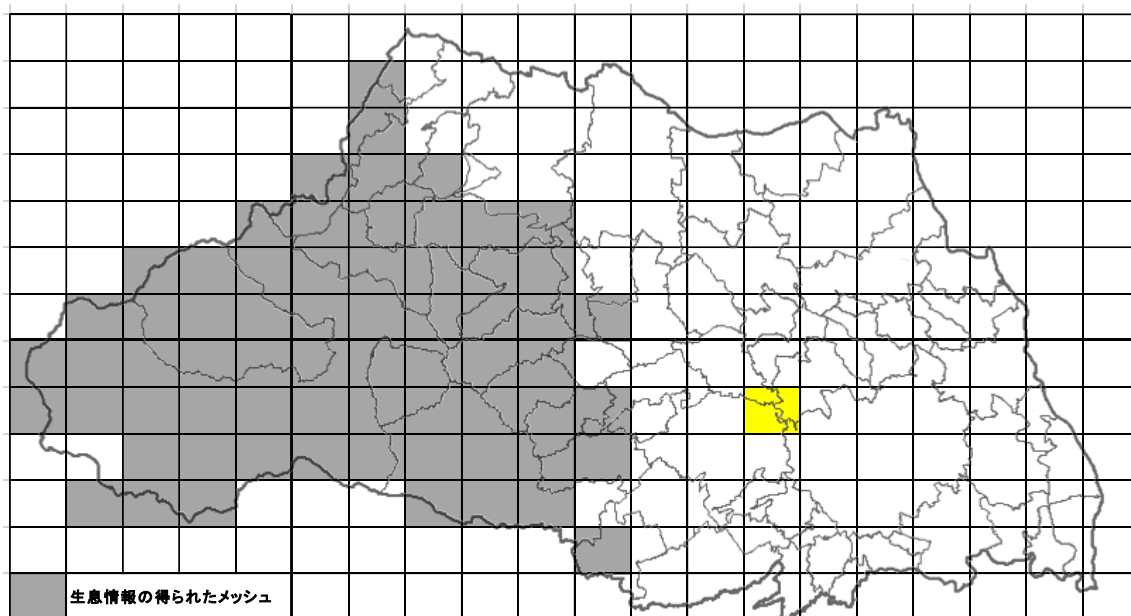


図-3 ニホンジカ生息情報が得られた区域（令和元年度 66+1メッシュ）

ウ 生息密度

平成 29 年度から、特定計画の対象区域において、ニホンジカの糞塊密度調査を実施し、糞塊密度調査で得られた糞塊密度と狩猟捕獲数や有害捕獲数、目撃効率等のデータを用いて、階層ベイズモデルによる生息密度や個体数の推定を実施している。

メッシュ別の生息密度の推定結果を図-4、図-5に示す。生息密度については、平成 27 年度、令和元年度とも分布域の中心部で生息密度が高かった。ただし、長野県、山梨県、東京都との都県境付近は狩猟等の捕獲が禁止されている区域であり、生息密度が算出できるデータがないだけで、実際はシカが分布していることに注意が必要である。

また、平成 27 年度から令和元年度にかけてのメッシュ別の推定生息密度の変化率(図-6)をみると、分布域の東側の比企地域や児玉地域を中心に 20%を超える増加をしているメッシュが多くみられる一方、分布域の西側や南側の地域では 20%を超える減少をしている地域が多くみられた。このことは、シカの分布が東側へ拡大している可能性を示している。ただし、情報が集まりにくい西部の県境付近や生息密度が低い分布域の東端においては、変化率の変動が大きくなりやすいため、注意が必要である。

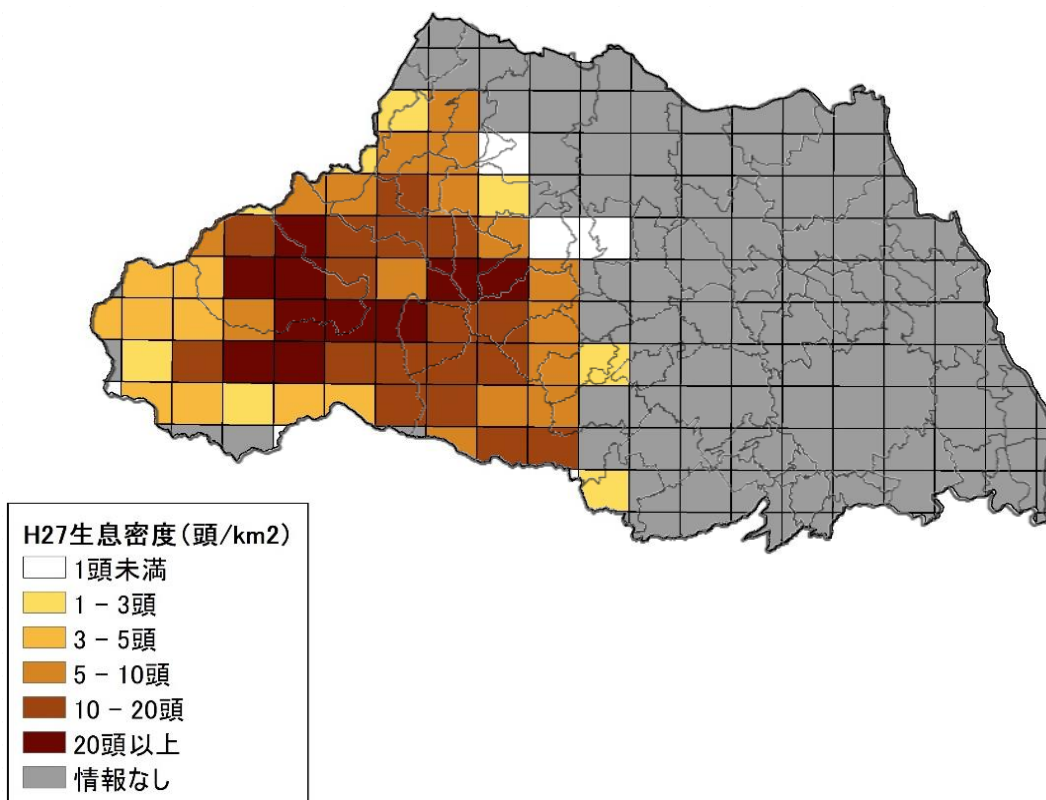


図-4 メッシュ別の推定生息密度(平成 27 年度)

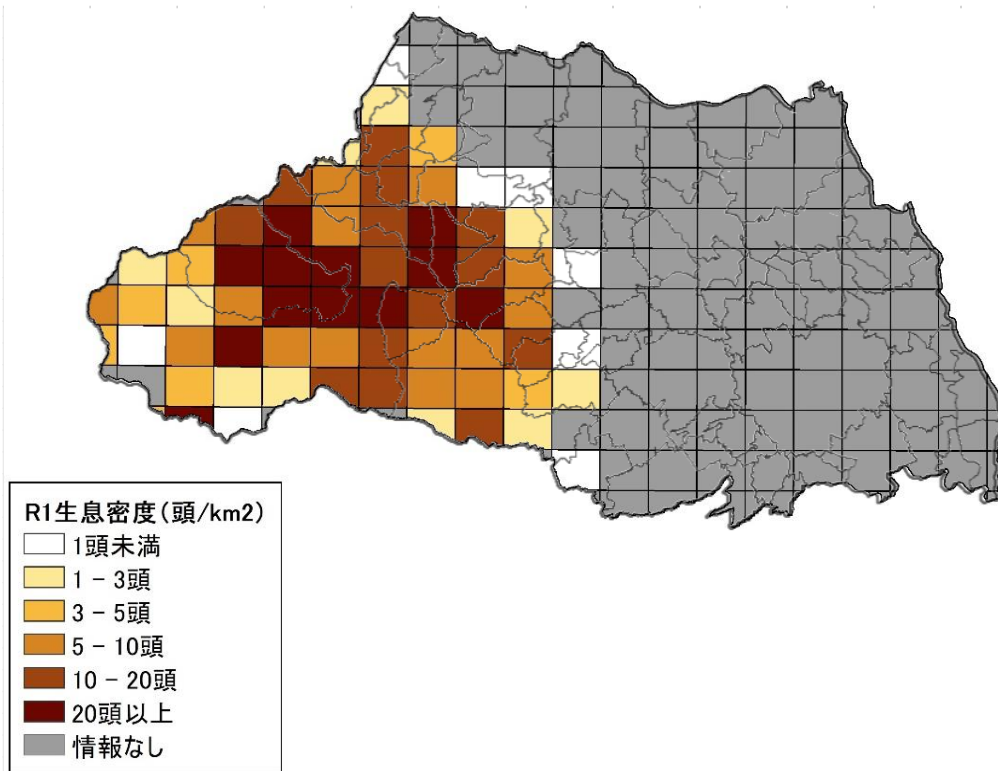


図-5 メッシュ別の推定生息密度 (令和元年度)

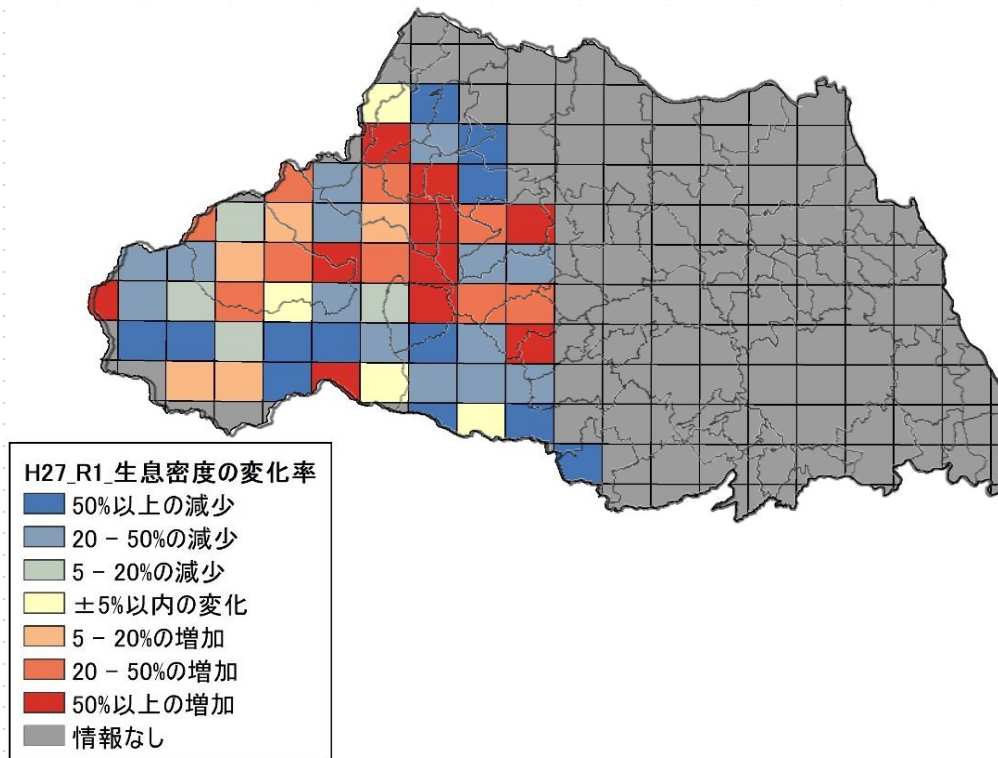


図-6 推定生息密度の変化率 (平成27年度～令和元年度)

エ 推定生息個体数

令和2年度に実施した階層ベイズモデルによる個体数推定の結果が表-2である。令和元年度の個体数の中央値は、13,217頭(90%信用区間:7,636頭~33,790頭)であった。個体数の中央値は、平成19年度から平成29年度までは増加傾向を示していたが、平成30年度には微減傾向に転じた。個体数の増加率(中央値の前年度比)についても、平成26年以降減少傾向となり個体数は微減から横ばいと推定された。このことは、近年、強化されている捕獲等の対策が、個体数の増加のスピードを減速させていると推察できる。

表-2 階層ベイズモデルによる個体数推定結果

推定変数	5%	25%	中央値	75%	95%	増加率
個体数 H19	4,335	5,133	6,181	8,050	13,945	-
個体数 H20	4,782	5,659	6,820	8,881	15,392	1.10
個体数 H21	5,143	6,107	7,381	9,639	16,879	1.08
個体数 H22	5,641	6,709	8,114	10,583	18,512	1.10
個体数 H23	6,186	7,365	8,899	11,604	20,254	1.10
個体数 H24	6,967	8,275	9,955	12,889	22,258	1.12
個体数 H25	7,902	9,324	11,140	14,291	24,443	1.12
個体数 H26	8,731	10,267	12,208	15,402	26,579	1.10
個体数 H27	9,263	10,920	12,992	16,364	28,427	1.06
個体数 H28	9,458	11,273	13,496	17,060	29,862	1.04
個体数 H29	9,294	11,315	13,716	17,544	31,351	1.02
個体数 H30	8,818	11,127	13,665	17,999	32,832	1.00
個体数 R1	7,636	10,383	13,217	17,983	33,790	0.97

増加率は中央値の前年度比を計算した。

オ 捕獲状況

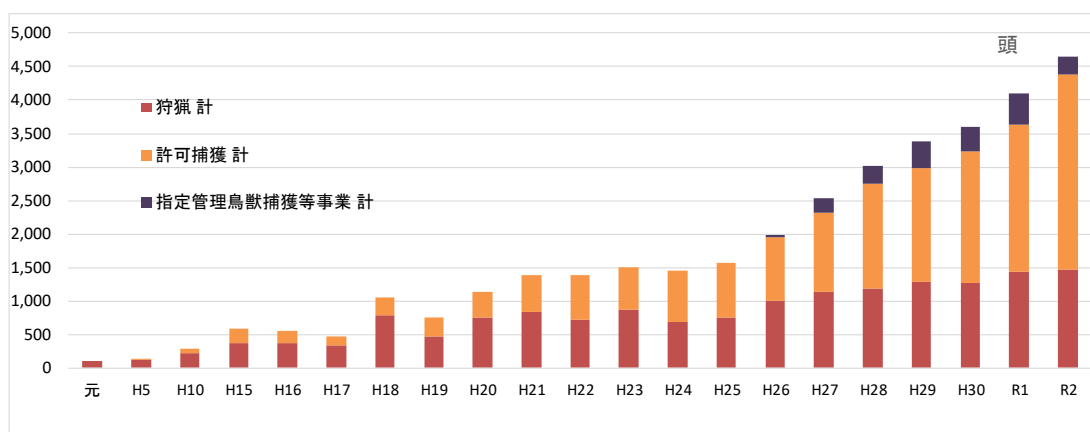
県内でのニホンジカの捕獲は平成元年頃までは狩猟によるものが大部分を占め、100頭未満で推移していた。その後、捕獲数は徐々に増加し、農林業被害の増加に伴い平成10年度以降、許可捕獲※(主に有害鳥獣捕獲)によっても毎年捕獲されるようになった。平成26年度以降は、県が主体の指定管理鳥獣捕獲等事業(管理捕獲)が開始され、都県境や市町村境、高標高地域などの狩猟や許可捕獲(主に有害鳥獣捕獲)が困難な地域において、毎年数百頭規模の捕獲が実施されるようになった。※有害捕獲以外では指定管理鳥獣捕獲以外の管理捕獲等が少数含まれる。

県全体の捕獲数は、平成 28 年度には 3,000 頭を超え、その後も増加傾向が続き、令和 2 年度は 4,648 頭に上った（図－7）。

ニホンジカは少数のオスジカが複数のメスジカと交尾をして繁殖するため、個体数の増加を抑制するためにはメスジカの捕獲が重要となる。そのため本県では、特定鳥獣保護管理計画を策定し、平成 18 年度から狩猟によるメスジカの捕獲を可能にした。これにより、捕獲頭数に占めるメスジカの割合は徐々に増加し、令和元年度は 42% となった。

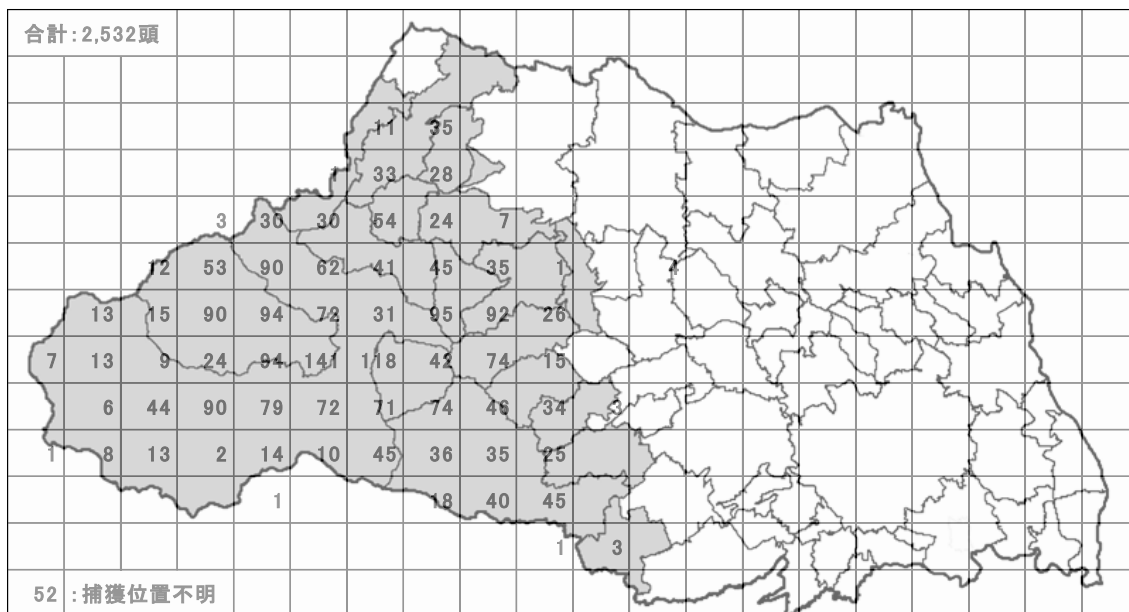
平成 27 年度と令和元年度の捕獲位置情報を整理した（図－8、9）ところ、捕獲が確認されたメッシュ数は、平成 27 年度は 64 メッシュ、令和元年度は 65 メッシュと大きな変化はなかった。

地域的には、秩父地域及び東秩父村、小川町、ときがわ町にまたがる地域で特に多く捕獲されているが、山梨県との県境付近などでは、地形や道路の関係から狩猟者が入ることが困難であり、ニホンジカが生息しているにもかかわらず捕獲されていないメッシュも多い。

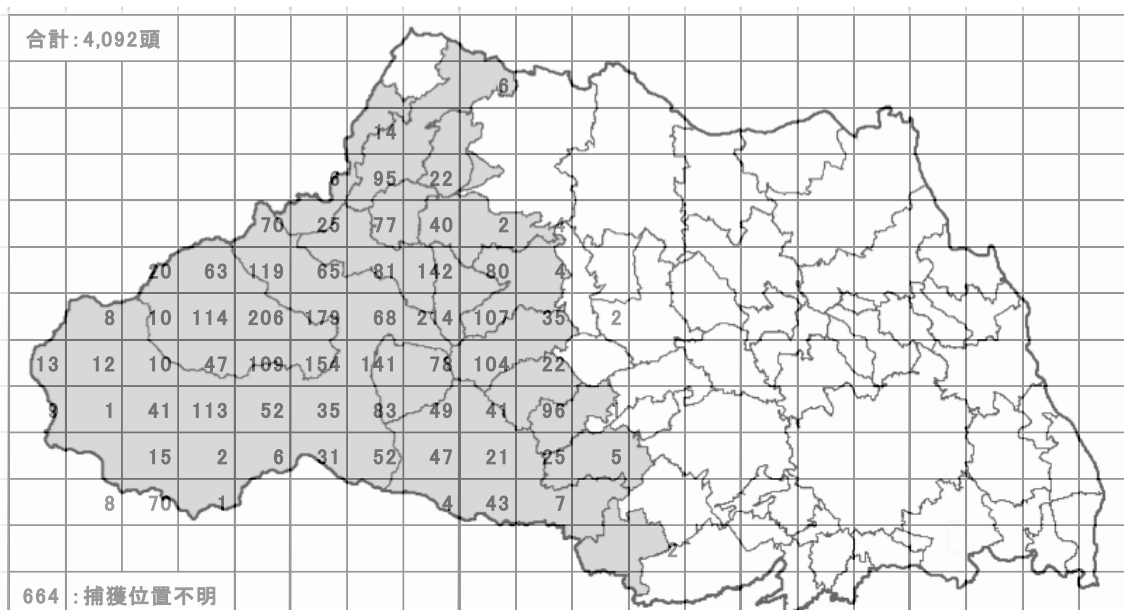


年度	元	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
合計(頭)	99	133	286	587	557	480	1,062	757	1,142	1,389	1,382	1,506	1,455	1,577	1,988	2,534	3,014	3,387	3,599	4,094	4,648	
狩猟	計	99	125	224	371	372	335	781	471	750	833	721	867	690	760	1,004	1,131	1,179	1,285	1,270	1,433	1,475
	オス	99	125	224	371	372	335	647	199	299	323	290	351	265	301	400	433	447	538	542	444	466
	メス							134	90	153	197	168	203	225	176	320	354	323	441	400	446	451
	不明								182	298	313	263	313	200	283	284	344	409	306	328	543	558
許可捕獲	計		8	62	216	185	145	281	286	392	556	661	639	765	817	951	1,182	1,572	1,691	1,964	2,204	2,899
	オス		4	51	131	175	143	146	146			346	311	398	390	157	621	837	756	912	1,112	1,204
	メス		1		75	1	1	71	136			304	309	318	349	141	556	716	781	935	1,081	1,229
	不明		3	11	10	9	1	64	4	392	556	11	19	49	78	653	5	19	154	117	11	466
指定管理鳥獣捕獲等事業	計															33	221	263	411	365	457	274
	オス																92	127	195	178	259	150
	メス																129	136	216	187	196	124
	不明																33				2	
比率(%)	オス	100	97	96	86	98	100	75	46	26	23	46	44	46	44	28	45	47	44	45	44	39
	メス		1		13	0	0	19	30	13	14	34	34	37	33	23	41	39	42	42	42	39
	不明			2	4	2	0	6	25	60	63	20	22	17	23	49	14	14	14	12	14	2
	不明																					

図－7 捕獲頭数の推移



図ー8 メッシュ別捕獲頭数（平成27年度、64メッシュ）



図ー9 メッシュ別捕獲数（令和元年度、65メッシュ）

※図ー8、9色塗り市町村は元年度時点の特定計画対象市町村

平成26年度から令和元年度までの目撃効率と捕獲効率は、共に年間で大きな変化は認められない（表ー3）。

なお、目撃効率及び捕獲効率については狩猟者に対する出猟カレンダー調査により把握しているが、出猟カレンダーの回収率が低いため、実態と乖離しているおそれがある。狩猟者に対するより詳細なデータの提供や出猟カレンダー調査の必要性についての説明などによ

り、協力を求めていく必要がある。

表－３ 目撃効率及び捕獲効率（出猟カレンダー調査結果）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
目撃効率(SPUE)(銃猟)	0.722	0.759	0.766	0.828	0.705	0.803
捕獲効率(CPUE)(銃猟)	0.132	0.131	0.148	0.140	0.105	0.144
捕獲効率(CPUE)(わな猟)	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

表－４ 年度別の狩猟者登録件数、出猟カレンダー提出人数及び回収率

年度	銃猟			わな猟		
	狩猟者登録 件数	カレンダー 提出人数	回収率	狩猟者登録 件数	カレンダー 提出人数	回収率
H26	1,459	510	35.0%	320	152	47.5%
H27	1,469	645	43.9%	359	172	47.9%
H28	1,479	666	45.0%	395	192	48.6%
H29	1,465	693	47.3%	412	229	55.6%
H30	1,428	596	41.7%	451	218	48.3%
R1	1,378	747	54.2%	450	264	58.7%

銃猟の狩猟者登録件数は第1種銃猟の登録件数とした。

表－５ 年度別ののべ出猟日数、休日出猟日数、休日出猟率
(狩猟者に対する出猟カレンダー調査結果)

年度	のべ 出猟日数(日)	休日祝日 出猟日数(日)	休日出猟率
H26	4577	3707	81.0%
H27	5161	3798	73.6%
H28	5124	3422	66.8%
H29	5358	3701	69.1%
H30	4349	3118	71.7%
R1	4980	3629	72.9%

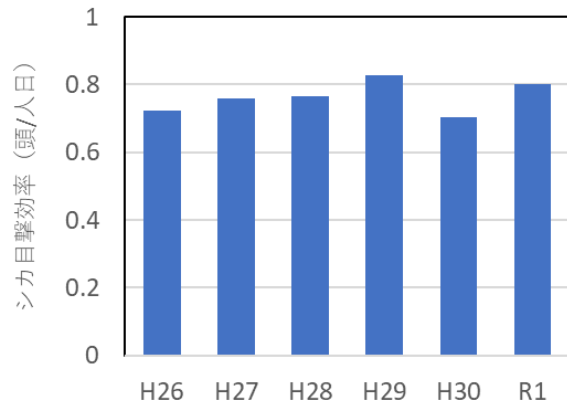


図-10 年度別の目撃効率（銃猟）

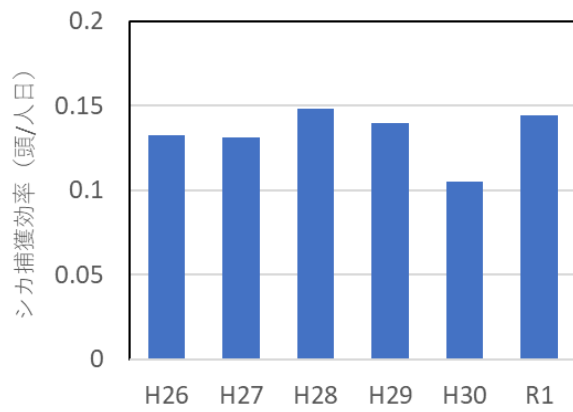


図-11 年度別の捕獲効率（銃猟）

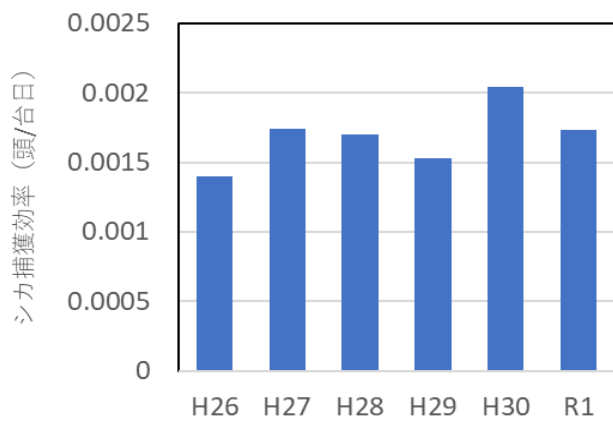


図-12 年度別の捕獲効率（わな猟）

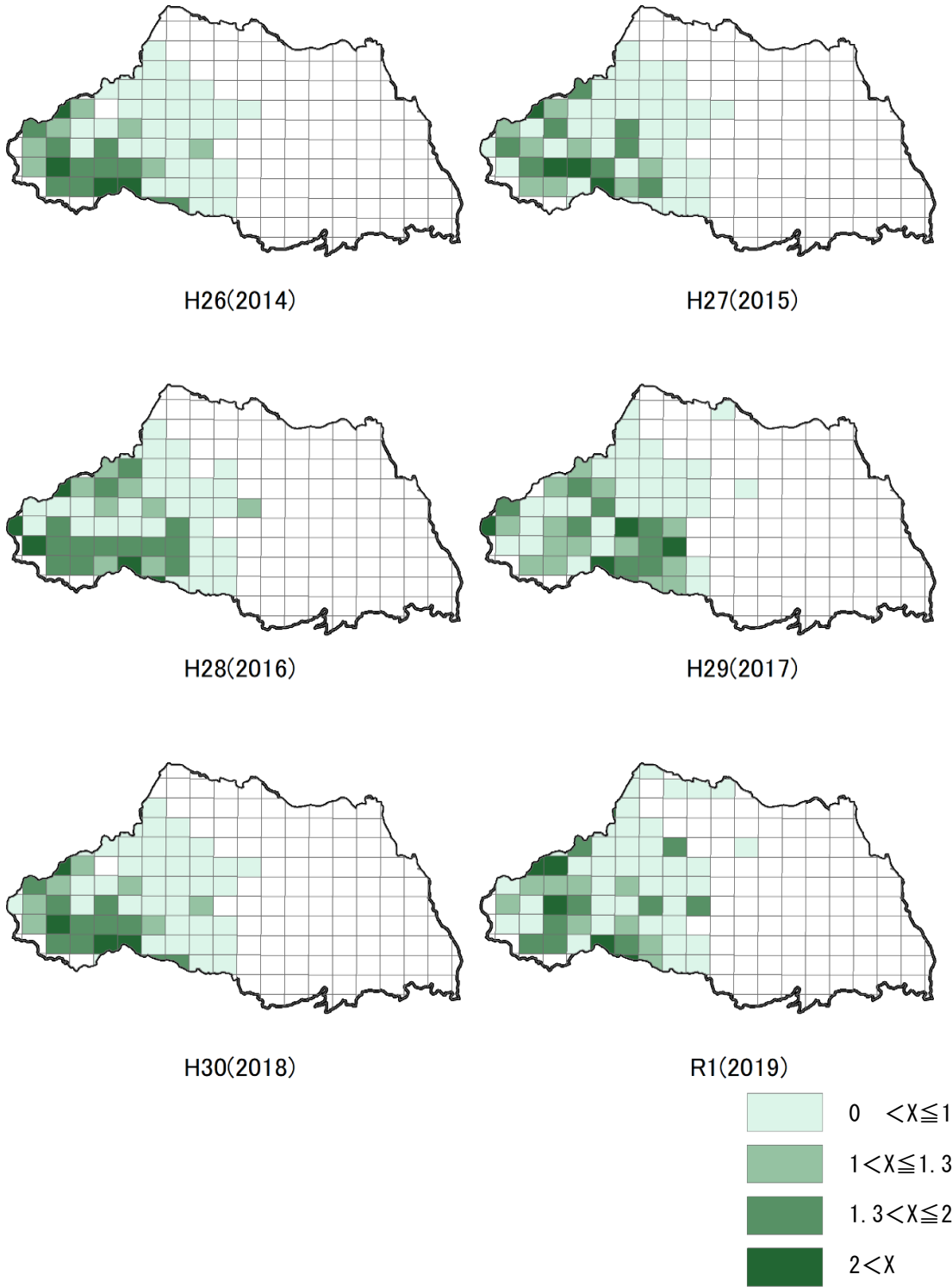


図-13 メッシュごとの目撃効率（銃猟）

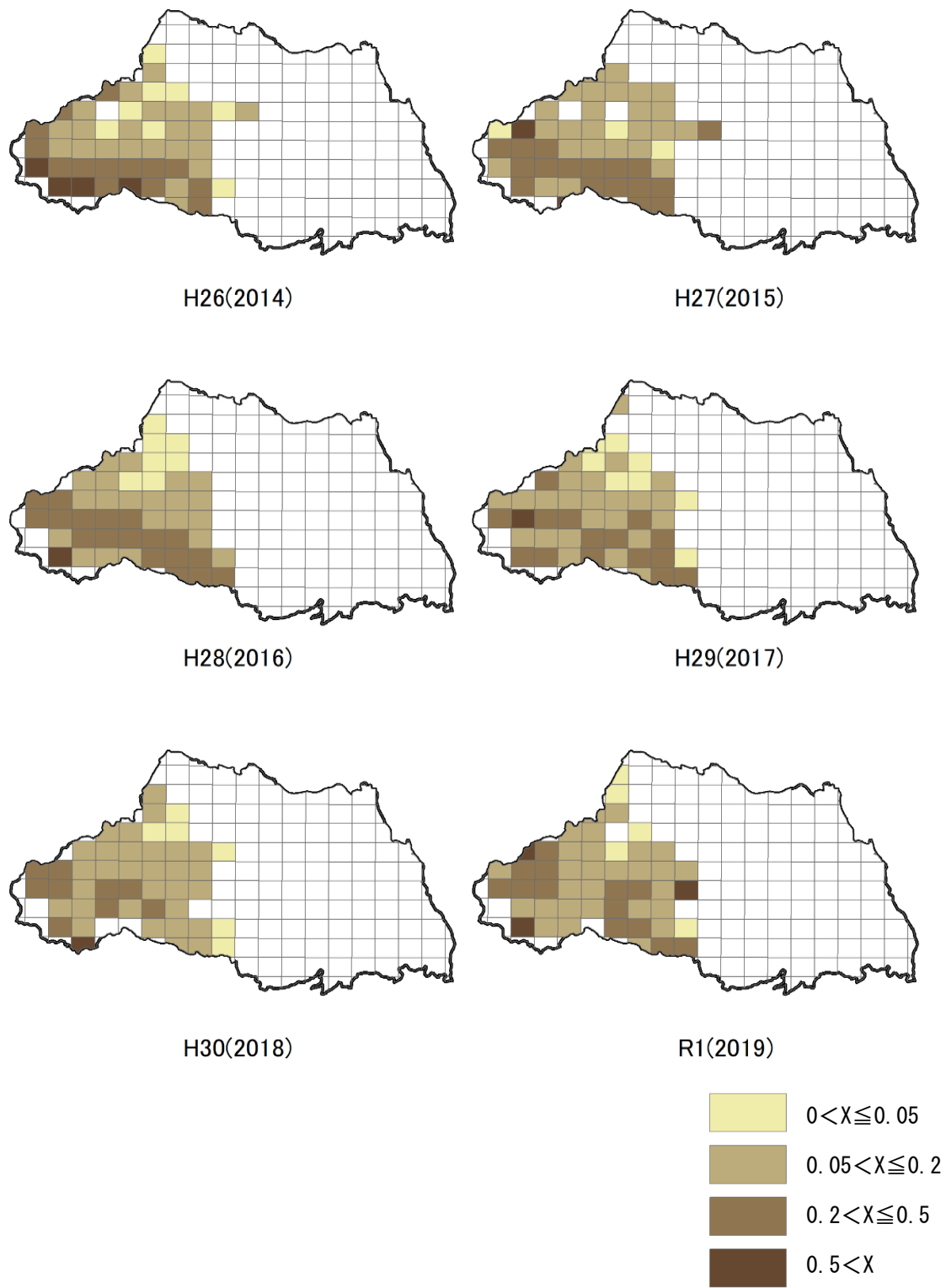


図-14 メッシュごとの捕獲効率（銃猟）

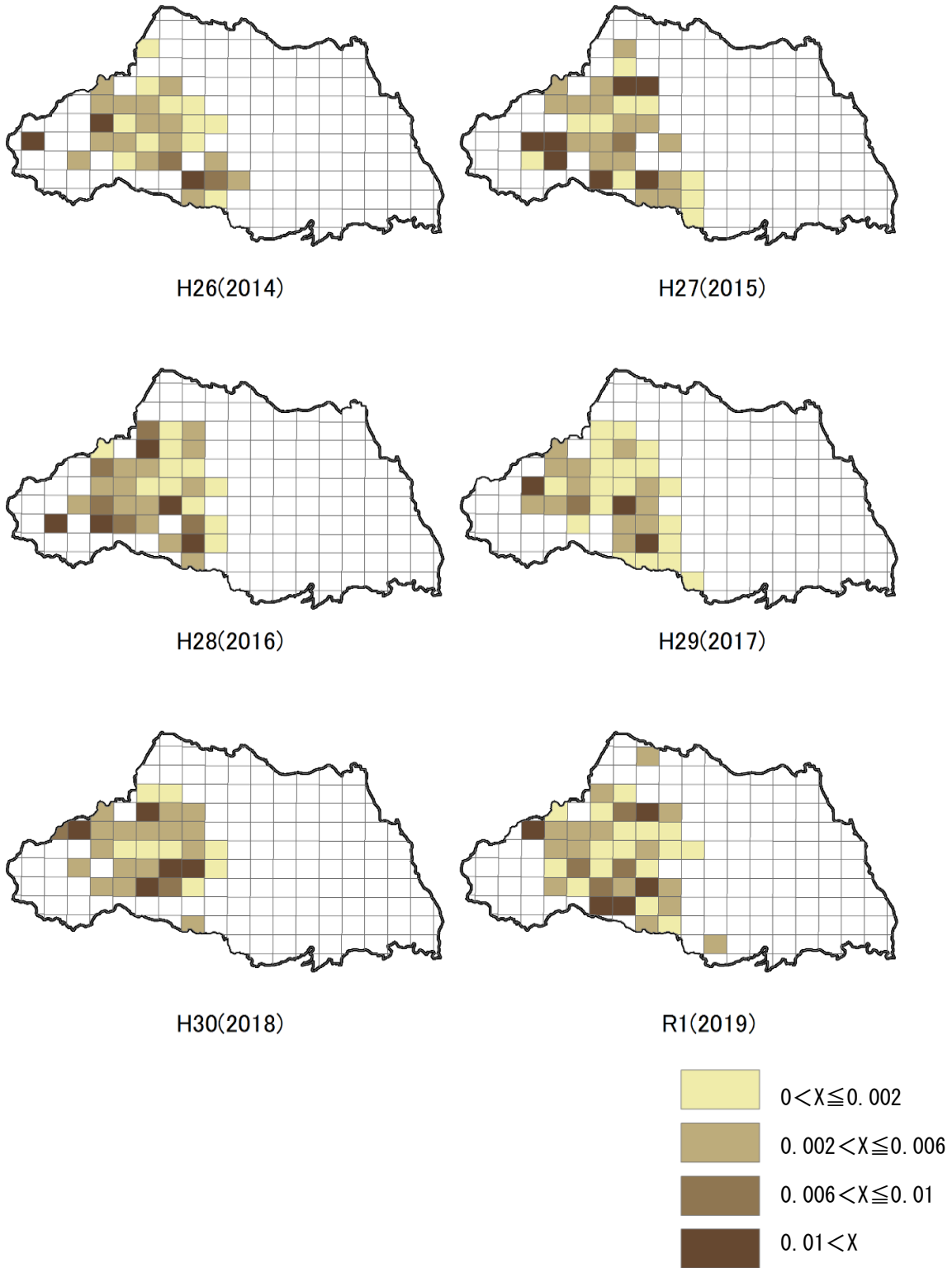


図-15 メッシュごとの捕獲効率（わな猟）

カ 狩猟者の状況

捕獲頭数が増加している一方で、狩猟者は昭和50年頃から減少傾向にあり、令和2年度の狩猟者登録件数は2,000件で、平成元年度の7,072件と比べると約28%にまで減少している(図-16、表-6)。その一方で、狩猟免許の新規取得者は平成24年度以降毎年増加傾向にあり、40代以下の比較的若い世代の免許所持者の割合も増加傾向にあるものの、狩猟免許件数に占める60歳以上の割合は約55%と依然高い。免許所持者に対する狩猟者登録件数については、令和2年度は約39%であり、平成元年度の63%から大きく低下しており、実際に活動する狩猟者は狩猟免許件数に先行して低下している。今後、狩猟者の育成・確保のための更なる取組が必要である。

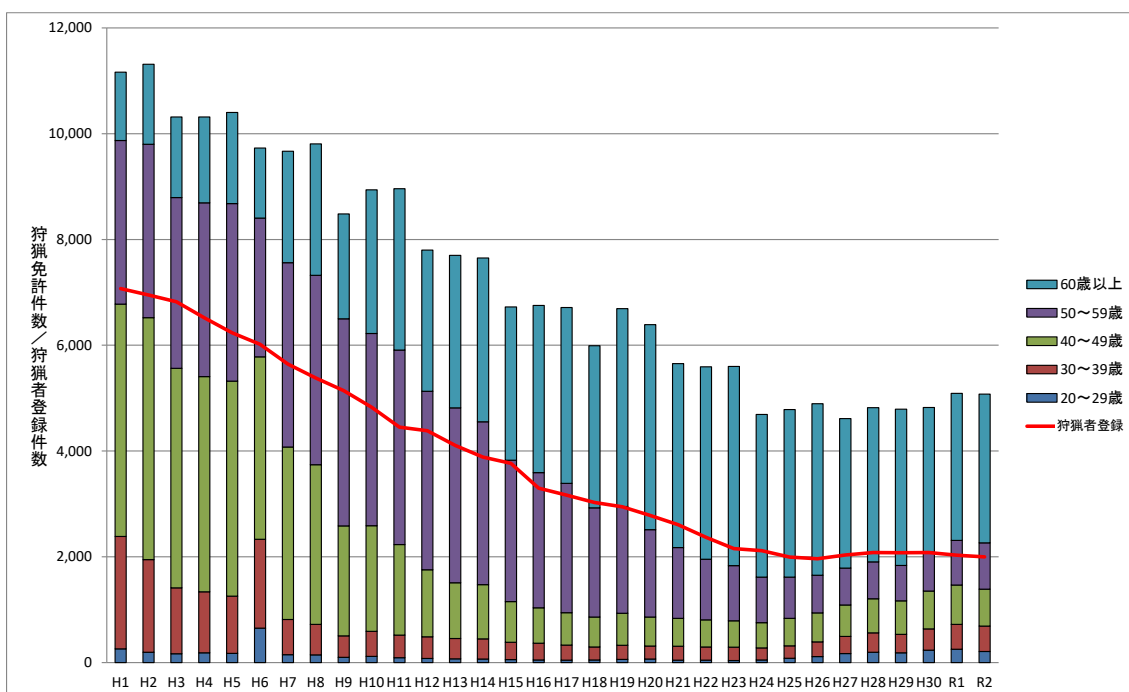


図-16 年齢別狩猟免許件数と狩猟者登録件数の推移

表-6 年齢別狩猟免許件数と狩猟者登録件数の推移

年度		H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
狩猟免許件数	18~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20~29歳	259	196	166	184	174	650	150	144	97	115	91	78	70	68	55	49
	30~39歳	2,126	1,752	1,246	1,153	1,082	1,681	663	578	406	475	429	410	384	380	327	316
	40~49歳	4,393	4,573	4,151	4,069	4,066	3,451	3,262	3,018	2,080	1,998	1,710	1,266	1,054	1,024	772	670
	50~59歳	3,095	3,279	3,229	3,288	3,356	2,624	3,486	3,582	3,918	3,635	3,679	3,374	3,308	3,082	2,671	2,557
	60歳以上	1,291	1,512	1,523	1,622	1,725	1,324	2,109	2,484	1,981	2,717	3,050	2,672	2,884	3,097	2,900	3,161
合計	11,164	11,312	10,315	10,316	10,403	9,730	9,670	9,806	8,482	8,940	8,959	7,800	7,700	7,651	6,725	6,753	
狩猟者登録件数		7,072	6,949	6,822	6,521	6,236	6,019	5,642	5,381	5,142	4,828	4,452	4,382	4,107	3,884	3,769	3,297

年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟免許件数	18~19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	6	3	3	1
	20~29歳	45	48	60	65	46	45	38	50	79	113	168	196	183	233	251	210
	30~39歳	285	247	267	246	261	248	252	227	237	276	326	365	349	403	469	478
	40~49歳	614	565	605	549	527	515	500	475	518	549	596	643	636	715	747	698
	50~59歳	2,445	2,064	2,017	1,653	1,340	1,147	1,041	864	780	714	697	699	669	742	841	877
	60歳以上	3,326	3,068	3,745	3,875	3,479	3,637	3,768	3,075	3,170	3,242	2,825	2,915	2,954	2,731	2,783	2,812
合計	6,715	5,992	6,694	6,388	5,653	5,592	5,599	4,691	4,784	4,894	4,612	4,818	4,797	4,827	5,094	5,076	
狩猟者登録件数		3,166	3,027	2,946	2,780	2,607	2,369	2,154	2,116	1,994	1,962	2,033	2,079	2,075	2,081	2,031	2,000

狩猟者の減少や高齢化が進む中でニホンジカの捕獲頭数が増加していることは、依然として生息密度が高い状態にあることを示しているものと考えられる。

また、農林業被害が常態化していることから、有害鳥獣捕獲が多く市の町村で恒常的に実施されるようになっており、捕獲頭数に占める有害鳥獣捕獲の割合は5割を超えている。

有害鳥獣捕獲の多くは行政が委託料や報酬を支出しており、今後は捕獲のための行政コストが増加又は高止まりする可能性がある。

キ 捕獲個体分析

平成28年度から令和2年度に有害鳥獣捕獲で捕獲された個体のうち8,092頭について、捕獲場所や捕獲方法、性別、体長、体重等について記録している（表-7）。

その結果によると、捕獲個体の性比は1:1となっている。

また、捕獲方法については銃が20%前後で推移しており、わなによる捕獲が大部分を占めている。本県においては特にくくりわなが主流となっており、はこわなによる捕獲頭数はわな猟全体の0.5%にとどまっている。

表-7 有害鳥獣捕獲個体の性比及び捕獲方法

ニホンジカ	H28		H29		H30		R1		R2		合計	
	頭	%	頭	%	頭	%	頭	%	頭	%	頭	%
合計	1314		1339		1555		1695		2189		8,092	
オス	733	55.8%	661	49.4%	791	50.9%	825	48.7%	1032	47.1%	4,042	50.0%
メス	581	44.2%	678	50.6%	764	49.1%	870	51.3%	1157	52.9%	4,050	50.0%
銃	345	26.3%	311	23.2%	304	19.5%	290	17.1%	467	21.3%	1,717	21.2%
オス	201	58.3%	159	51.1%	159	52.3%	139	47.9%	224	48.0%	882	51.4%
メス	144	41.7%	152	48.9%	145	47.7%	151	52.1%	243	52.0%	835	48.6%
わな等	969	73.7%	1028	76.8%	1251	80.5%	1405	82.9%	1722	78.7%	6,375	78.8%
オス	532	54.9%	502	48.8%	632	50.5%	686	48.8%	808	46.9%	3,160	49.6%
メス	437	45.1%	526	51.2%	619	49.5%	719	51.2%	914	53.1%	3,215	50.4%
わな等の内訳												
くくりわな等	967	99.8%	1011	98.3%	1247	99.7%	1402	99.8%	1718	99.8%	6,345	99.5%
はこわな	2	0.2%	17	1.7%	4	0.3%	3	0.2%	4	0.2%	30	0.5%

(2) 被害及び被害防除状況

ア 被害発生状況、発生地域

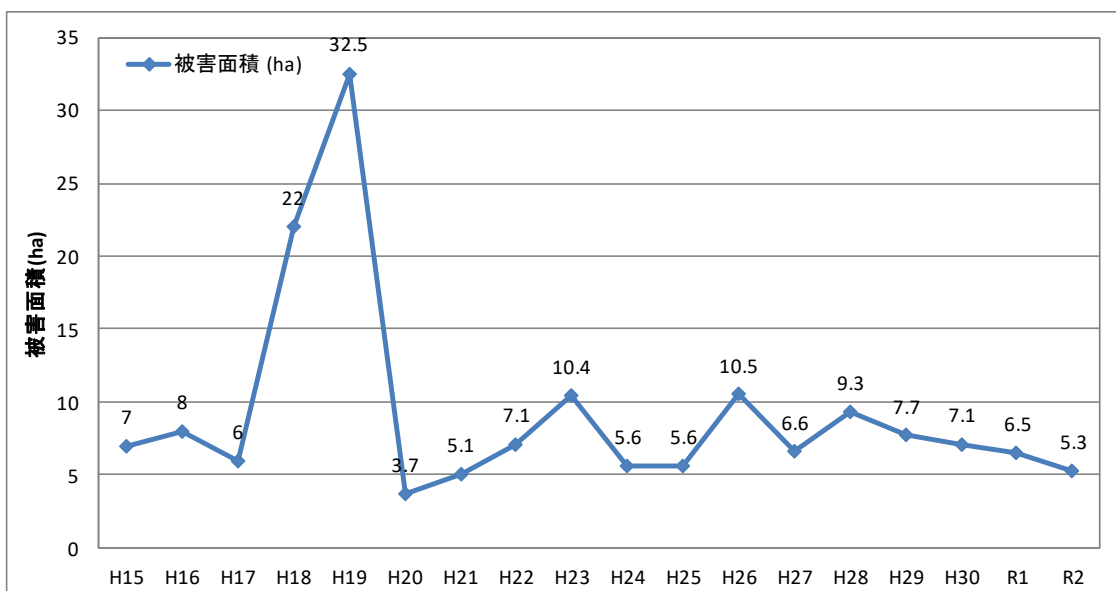
ニホンジカによる農業被害面積（図－17）は、平成 19 年度の 32.5ha をピークとして平成 20 年度には 3.7ha にまで減少したものの、その後は 5～10ha 程度での推移が続いており、令和 2 年度は 5.3ha となっている。

また、農業被害金額（図－18）は、平成 18 年度の 3,348 万円をピークとして平成 20 年度には 282 万円まで減少したものの、その後は再び増加に転じ近年は 1,300～1,700 万円程度での推移が続いている。

また、令和 2 年度に農林業被害が報告されたのは秩父市や飯能市をはじめとする 17 市町村（図－20）となっており、平成 27 年度の 12 市町村と比較すると、被害地域が拡大している。

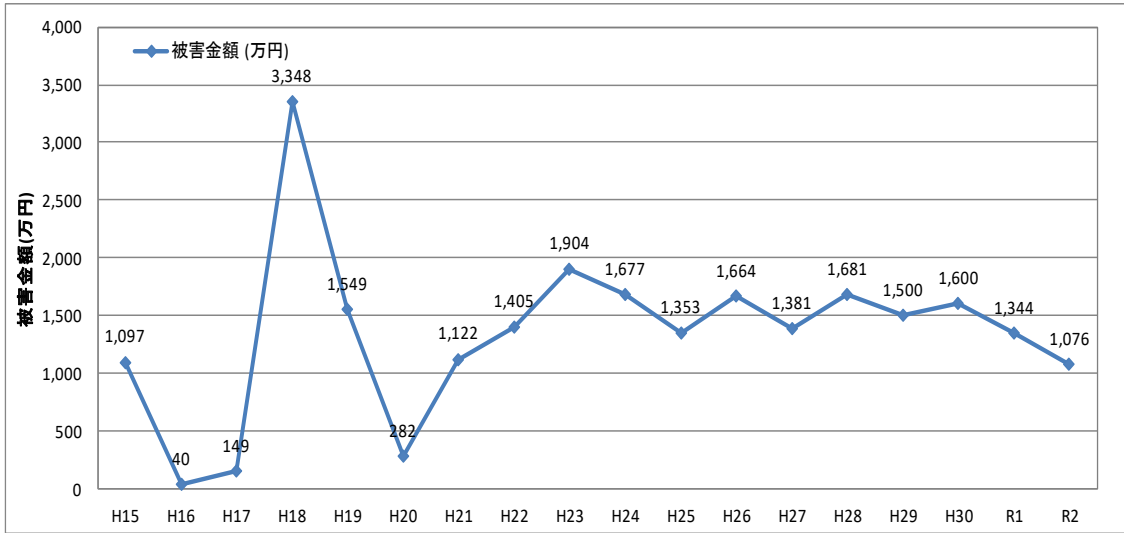
農業被害面積及び農業被害金額には含まれないが、家庭菜園への被害なども発生している。

なお、柵の設置などの被害防除対策の実施により、ニホンジカによる被害状況は横ばいの傾向にあるが、地域によっては河川を經由しての生息域拡大により、被害状況の変化、再増加が懸念されることから、今後も注視していく必要がある。



農林部農業支援課資料

図－17 農業被害面積の推移（平成 15～18 年度は農林水産省資料、平成 19 年度以降は県農林部資料）



農林部農業支援課資料

図-18 農業被害金額の推移（平成15～18年度は農林水産省資料、平成19年度以降は県農林部資料）

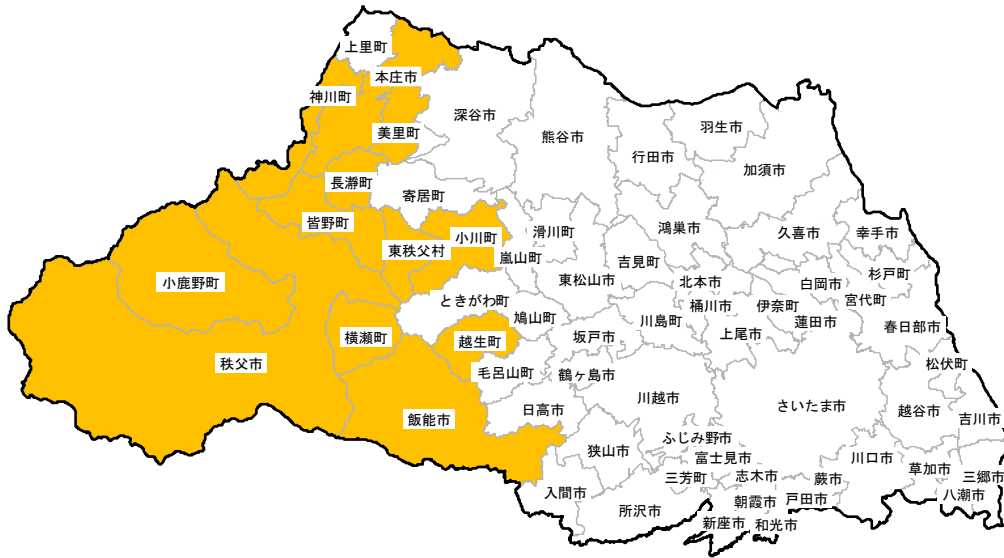


図-19 農林業被害発生市町村（平成27年度）

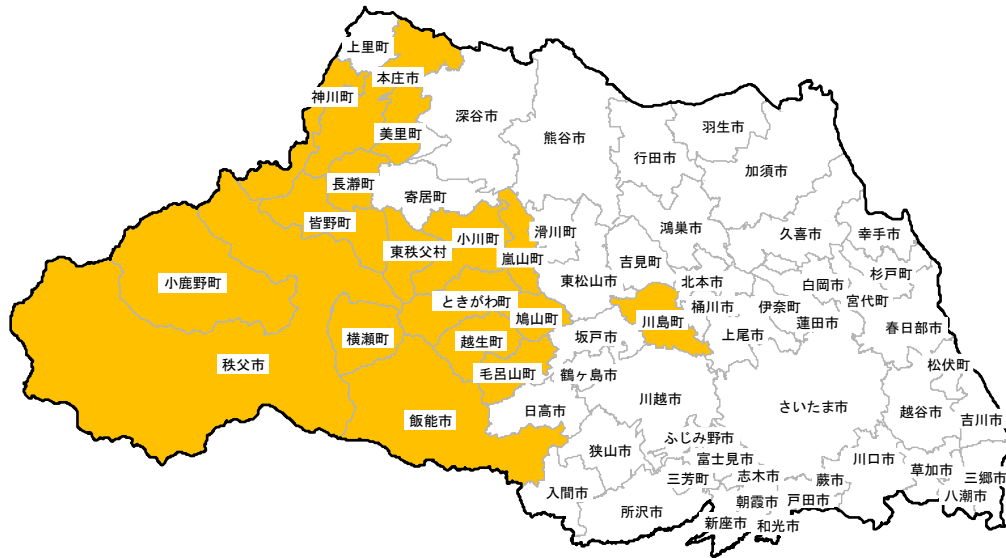


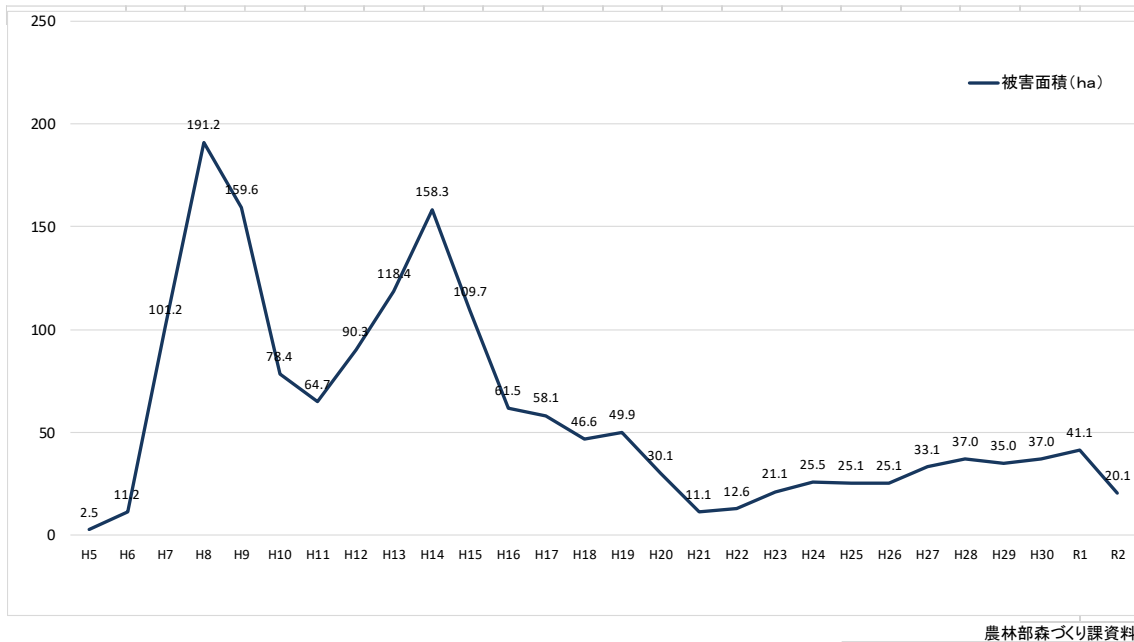
図-20 農林業被害発生市町村（令和2年度）

イ 林業被害

ニホンジカによる林業被害は、秩父市、飯能市、小鹿野町などの森林率の高い市町村を中心に発生している。これらは被害が顕著になる以前に生息が確認されていた地域とほぼ一致している。

比較的面積の大きい植栽地では、主にニホンジカの食害により森林が更新されず、木材生産上の被害だけでなく、表土の流出や崩壊が発生している箇所も多く、規模によっては水源涵養機能等の公益的機能が低下し、防災上の対策が必要となっている。

平成5年度から統計がとられるようになった被害面積は平成8年度に191.2haに上り、ピークとなった（図-21）。平成11年度にかけては減少したが、平成12年度から再び増加し始め、平成14年度には158.3haに上り二度目のピークとなった。その後、防護柵の設置やネット巻きなどの対策により被害は減少しているが、近年は緩やかな増加傾向が続き、令和2年度は20.1haとなっている。



農林部森づくり課資料

図-21 林業被害面積の推移（農林部資料）

被害の形態としては「枝葉採食害」と「剥皮害」とに大別できる。「枝葉採食害」は主にスギ・ヒノキなどの新植地で発生し、植栽した若木の枝葉が採食されるため、成長不良や枯死の状態となる。

「剥皮害」はニホンジカが樹木の形成層部分を採食したり、オスジカが角を研ぐために幹に擦りつけたりすることにより、樹皮が剥がされるもので、小径木から大径木まで幅広く発生しており、剥皮が一部でも用材としての価値は著しく低下するうえ、幅広く剥皮されると枯死する場合もある。

ウ 自然植生への影響

天然林や広葉樹二次林ではニホンジカの採食により、草本類や稚幼樹・実生を含む低木類など林床植生が衰退又は消失し、裸地化した区域が急速に拡大している。特にスズタケをはじめとするササ類が衰退、消失した跡地では、裸地化することが多くなっている。

平成 27 年度の調査結果と平成 22 年度の調査結果を比較すると、下層植生の植被率が 50%未満のメッシュ数は、平成 22 年度（図-22）が 35 メッシュであったのに対し、平成 27 年度（図-23）は 48 メッシュと大幅に増加している。また、ササの健全度が 3 以上又はササのないメッシュ数が、平成 22 年度（図-24）の 16 メッシュから平成 27 年度（図-25）は 30 メッシュ（東部のメッシュを除く）と倍増している。

平成27年度の調査で新たに追加した東部のメッシュにおいてササの不健全なメッシュがあるが、これらのメッシュにおいては、シカの生息痕はほぼなく、人為的な影響を受けたものと考えられる。

また、奥秩父山地や両神山など標高の高い地域では、アセビやオオバノイノモトソウなどのニホンジカが好まない植物しか残っていない地域もある。

さらにシラビソやウラジロモミなどの高木種が剥皮され、衰弱・枯死している状況が広い範囲で確認されている。また、林床植生の衰退、消失と重なって森林の更新が阻害される上、土砂の流出や崩壊のおそれが高まっている。秩父地域では、これらが土砂の流出・崩壊の原因と考えられる事案が発生している。哺乳類をはじめとして鳥類、昆虫類など様々な生物に影響してきており、生物多様性の喪失など森林生態系への大きな影響が懸念されている。

右写真 下層植生の衰退



左写真 土壌の流出



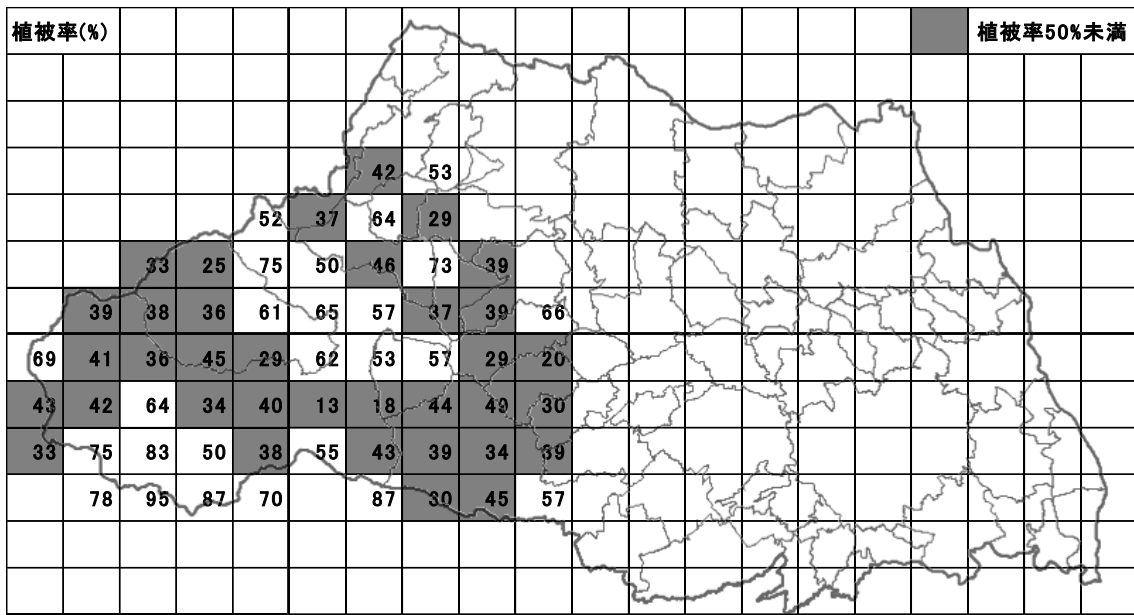


図-22 下層植生の植被率の状況 (平成 22 年度自然植生被害等調査)

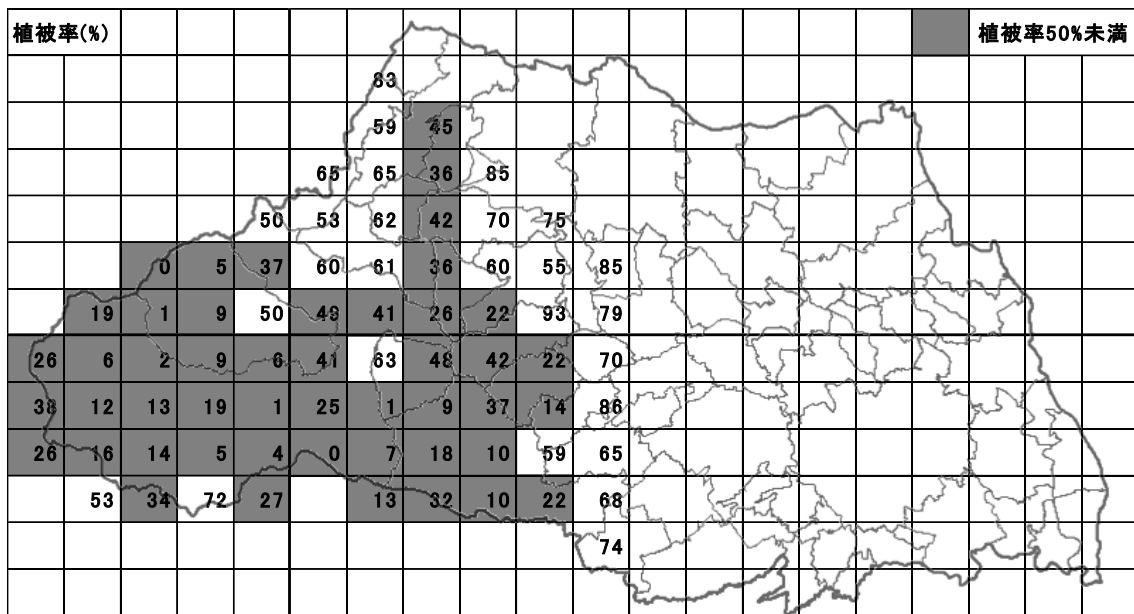


図-23 下層植生の植被率 (平成 27 年度自然植生被害等調査)

オ 防除対策

ニホンジカによる被害に対する防除対策としては、植栽地への防護柵やツリーシェルターの設置、成長した木への剥皮防止資材の設置が主となっている（表－８）。

水源地域などで森林を整備し、苗木を植栽した場合には防護柵が設置されるようになってきており、被害の防止に効果を上げている。ただ、これらの物理的な防除対策は、適切に設置されれば高い効果が期待できるものの、コストがかかることが問題となっている。また、見回りや補修など、定期的な管理が必要で、これらを怠ると効果が低下してしまう点にも留意が必要である。

表－８ 県農林部で実施している主な防除対策

植生保護、 林業被害防除	被害防止柵の設置
	樹皮剥ぎ林地でのネット巻き防除
農業被害防除	地域における鳥獣害対策の指導者を育成することを目的に、市町村・農協職員等を対象とした体系的な研修会を開催
	電気柵等の効果的な防除技術や捕獲技術の開発・普及
	国庫交付金を活用し、地域協議会の捕獲わなの整備費や捕獲活動経費等を助成

カ 住宅地等への出没

表－９のとおり、ニホンジカが住宅地等へ出没する事例が発生している。また、ニホンジカが住宅地等へ出没することにより、近隣住民や追払い等の対策に当たる行政職員等への人身被害のおそれも発生している。

ニホンジカが住宅地等へ出没する一般的な要因としては、中山間地域の過疎化により管理されない土地が増えたことで、従来中山間地で留まっていたニホンジカが、容易に住宅地まで移動できるようになっていることが考えられる。

また、植物が繁茂した場所が多い河川敷や水路沿いを経路として中間間地域から離れた住宅地付近への出没事例も報告されている。

表－9 県内のニホンジカの住宅地等への出没状況

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
件数※	0件	5件	3件	14件	10件

※同一と思われる個体の連続出没を含む延べ報告件数

(3) 錯誤捕獲の発生状況

ア 有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲の発生状況

イノシシ、ニホンジカへの捕獲圧が増大するにつれて、他の鳥獣がイノシシ、ニホンジカ用のくくりわな等で錯誤捕獲される事例が発生している。保護を目的として捕獲を規制しているカモシカや、捕獲者側にも危険が及ぶツキノワグマへの対応が課題となっている。

第3次第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ）の対象区域である21市町村にイノシシ及びニホンジカの有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲の発生状況等についてアンケート調査を行った。錯誤捕獲の発生については、表－10のとおり、5つの市町村が「発生している」と回答し、16市町村が「発生していない」又は「把握していない」と回答した。

また、表－11のとおり、令和2年度に錯誤捕獲が発生した鳥獣はツキノワグマ、カモシカ、キツネの3種であった。

ツキノワグマ及びカモシカの錯誤捕獲が発生した場合の一般的な対応、錯誤捕獲対応への課題等については、表－12のとおり回答があった。ツキノワグマ、カモシカいずれも、対応の際の従事者の安全確保について課題を感じているという回答が多く見られた。

表－10 有害鳥獣捕獲（イノシシ・ニホンジカ）における錯誤捕獲の発生について

回答市町村数	回答内容
3	発生している(件数を把握している)
2	発生している(件数を把握していない)
14	発生していない
2	把握していない

表－11 令和2年度に錯誤捕獲された鳥獣の種類

回答市町村数	回答内容
3	ツキノワグマ
3	カモシカ
1	キツネ

表－12 錯誤捕獲が発生した場合の一般的な対応と課題等についての回答

鳥獣	錯誤捕獲が発生した場合の一般的な対応	錯誤捕獲の対応について課題を感じていること
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会に殺処分を依頼している ・捕獲従事者が殺処分をしている ・銃器による止めさしをしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の危険性 ・従事者の安全性の確保 ・放獣体制の整備
カモシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で放獣 ・環境管理事務所が、麻酔吹き矢による捕獲後、放獣。死んでいる場合、市町村で死体処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・カモシカの個体数増加 ・従事者の危険性 ・放獣までに時間がかかる ・放獣した個体と同じ場所で再捕獲されることがある

イ 錯誤捕獲の予防及び対応に係る体制の整備

錯誤捕獲を予防するために、行政側は狩猟者や捕獲従事者に対し、毎日わなを見回ること、設置したわなの周辺でツキノワグマ等の生息が確認された場合わなを移動する等、わなを設置する上での基本事項の指導を徹底する。また、発生状況に関する情報を収集・蓄積し、分析することで、錯誤捕獲が発生しやすい条件を明らかにし、得られた知見を錯誤捕獲の発生防止に生かすこととする。

錯誤捕獲が発生した場合の対応は放獣が基本である。ツキノワグマの放獣については、県が委託する高標高地域での管理捕獲では、放獣等を行うこととしているが、そのほかの事案では、放獣等が高度な専門技術を要するため実施可能な主体が限定される上、捕獲後放獣までの間の従事者を含む関係者、近隣住民等の安全性確保の要請、速やかな適切な放獣先の確保等の制約から殺処分が選択されることがある。

また、カモシカについても、放獣までの作業中に従事者が負傷する危険性があり、他県での死亡事案もあることから、より安全に放獣等を行う必要がある。

県全体のツキノワグマ、カモシカ等の錯誤捕獲への対応方法等については、引き続き整備を行っていくこととする。

(4) 第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）対策に対する予算措置について

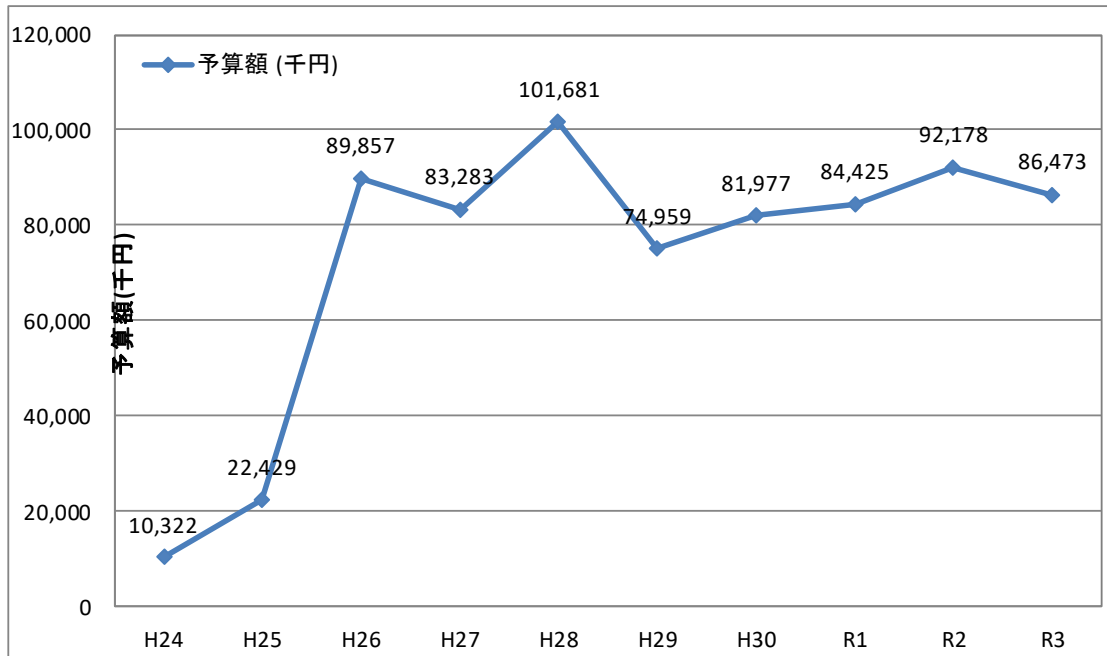
第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）対策に係る県の予算額の推移について、図－26 のとおり示した（当初予算）。

図－26 の環境部の予算は特定鳥獣の捕獲の促進、生息状況調査等の個体数管理に係る予算である。

近年の第二種特定鳥獣への予算額の増加が、捕獲等の対策の増強に繋がりが、推定生息個体数が減少に転じたと考えられる。

しかし、限られた予算額及び捕獲の担い手の中で、今後管理の目標を

達成していくためには、生息状況調査等のモニタリングの結果を分析し、より費用対効果の高い地域での捕獲や被害防除対策を講じていく必要がある。



環境部みどり自然課予算(当初予算)

図-26 個体数管理予算の推移(埼玉県環境部)

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 管理地域区分

埼玉県のニホンジカは同一地域個体群(関東山地地域個体群)に含まれるが、生息状況の的確な把握、地域の実態に即した個体数調整や防除対策の実施のため、管理が行われるべき区域として行政界により以下の3ユニットに区分し、管理を実施していく(図-27)。

- 管理ユニットA・・・飯能市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、鳩山町、小川町、ときがわ町、東秩父村
- 管理ユニットB・・・秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
- 管理ユニットC・・・本庄市、美里町、神川町、寄居町

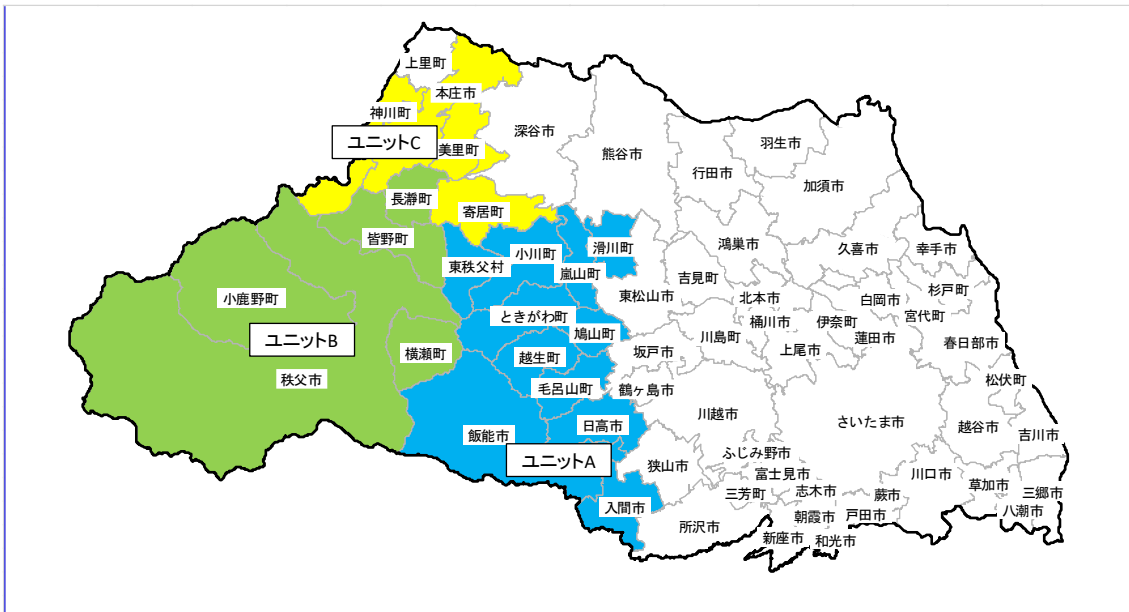


図-27 管理ユニット

(2) 管理の目標

ニホンジカによる農林業被害や自然植生への影響は一般的には生息密度に依存し、生息密度が高いほど著しい被害が発生するとされている。そのため、ニホンジカによる人工林での被害や天然林などの自然植生への影響を軽減し、生態系の保全と森林の公益的機能を維持していくためには、ニホンジカの生息密度を一定の水準にまで抑制する必要がある。

そこで、ニホンジカの分布が拡大してきたユニットA及びユニットCでは生息区域の拡大防止、ほぼ全域で高密度化しているユニットBでは生息密度の低下を図ることで、農林業被害の防除及び自然植生の回復を目指す。

計画の具体的な内容については、毎年の調査結果を加味しながら進めていく。

7 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体数調整の考え方

これまでの調査により推定された生息密度分布では、秩父山地の都県境から山麓にかけての地域で特に高く、次いでJR八高線沿線などの丘陵部から平野部にかけての地域で高くなっている。またこれらに隣接する地域でも、農林業被害が発生し、捕獲頭数も増加している。

平成初期から増加し始めたニホンジカの捕獲頭数は平成28年度に3,000頭を超え、令和2年度には4,648頭に達している。

一方で農林業被害はピーク時と比較して減少したものの依然として広域で発生している上、秩父山地をはじめとする県内の広い範囲で林床植生の衰退、消失など自然植生への影響が深刻化している。

これまでの推定生息個体数の推移や各種被害の発生状況などから、現在の捕獲頭数は生息個体数の増加を抑えることはできているものの、適切な水準に生息密度を抑制するレベルには達しておらず、引き続き可能な限り捕獲圧を高める必要がある。

生息密度の高い地域や増加の予想される地域での捕獲を優先的に実施することとし、また、農林業被害が発生している地域では、被害防除対策の更なる推進を図るとともに、農地周辺における捕獲を促進することが重要である。

ただし、生息密度等の推定には不確実性が含まれていることから、各種調査の結果には十分に注意する必要がある。

(2) 個体数管理の目標

個体数目標 計画期間内に平成 23 年度の推定生息個体数から半減

捕獲目標 年間 4,000 頭以上を維持

平成 23 年度推定生息数 8,899 半減目標数 4,450

(令和 2 年度生息調査による推定値)

なお、階層ベイズモデルの性質上、過去に遡って推定生息個体数が更新されることから、今後の推定個体数も変化する可能性がある。目標値と達成状況については、毎年度実施する生息状況調査の結果に応じて見直すものとする。

(3) 目標設定の考え方

個体数目標については、国が平成 25 年度に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において示した当面の捕獲目標に準じ、平成 23 年の推定生息個体数から半減させることを目標とする。

捕獲目標については、年間 4,000 頭の捕獲を継続することにより、表 13 のとおり、計画中の令和 7 年度には令和元年度推定生息個体数の半数以下、計画終期の令和 8 年度には平成 23 年度の推定生息個体数の約半数まで減少させることが予想され、農林業被害や自然植生被害が大幅に減少することが期待できる（自然増加率を令和元年度と同じ 1.27 と仮定した場合）。

ただし、推定生息個体数が減少するほど 1 頭の捕獲に要する努力量が

増加すると予想され、4,000頭の捕獲を維持することは容易ではない。生息密度や捕獲効率などのデータを基に、限られた人員及び予算を適切に振り分けて効率的に捕獲を実施することが重要である。

また、毎年度3,000頭捕獲した場合は、表-14のとおり、推定生息個体数が年々増加し、計画終期の令和8年度には15,000頭を超えることが予想されるため、減少を図るためには年間4,000頭の捕獲を維持することが重要である。毎年度5,000頭捕獲した場合は、表-15のとおり令和4年度には令和元年度の推定生息個体数の約半数まで減少させ、翌年度には、平成23年度生息個体数の半減目標を大きく超えることが予想されたが、捕獲の担い手が減少しており捕獲圧を現状より高めることは容易ではなく、個体数が減少するほど捕獲効率も低下するため、現実的でない。

また、捕獲頭数の目標数値は、生息状況や農業被害や自然植生被害の軽減状況の調査結果の検証に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、個体数管理の目標に基づき捕獲を継続した結果、推定生息個体数の半減を実現した場合でも、地域によっては推定生息密度が適正な水準を超えており農林業等への被害が発生する場合がある。各地域が適正な生息密度になるよう、捕獲が必要な地域へ適切に捕獲圧をかけるため、捕獲のあり方を適時見直し、個体数管理を継続していくものとする。

表－13 毎年度 4,000 頭捕獲した場合の推定生息個体数の将来予測

	推定生息個体数 (前年度末)	×自然増加率(1.27) (捕獲しない場合)	捕獲数	推定生息個体数 (年度末)	備考
令和2年度	13,217	16,786	4,648	12,138	捕獲数は実績
令和3年度	12,138	15,415	4,000	11,415	
令和4年度	11,415	14,497	4,000	10,497	
令和5年度	10,497	13,331	4,000	9,331	
令和6年度	9,331	11,850	4,000	7,850	
令和7年度	7,850	9,970	4,000	5,970	
令和8年度	5,970	7,582	4,000	3,582	

表－14 毎年度 3,000 頭捕獲した場合の推定生息個体数の将来予測

	推定生息個体数 (前年度末)	×自然増加率(1.27) (捕獲しない場合)	捕獲数	推定生息個体数 (年度末)	備考
令和2年度	13,217	16,786	4,648	12,138	捕獲数は実績
令和3年度	12,138	15,415	3,000	12,415	
令和4年度	12,415	15,767	3,000	12,767	
令和5年度	12,767	16,214	3,000	13,214	
令和6年度	13,214	16,781	3,000	13,781	
令和7年度	13,781	17,502	3,000	14,502	
令和8年度	14,502	18,418	3,000	15,418	

表－15 毎年度 5,000 頭捕獲した場合の推定生息個体数の将来予測

	推定生息個体数 (前年度末)	×自然増加率(1.27) (捕獲しない場合)	捕獲数	推定生息個体数 (年度末)	備考
令和2年度	13,217	16,786	4,648	12,138	捕獲数は実績
令和3年度	12,138	15,415	5,000	10,415	
令和4年度	10,415	13,227	5,000	8,227	
令和5年度	8,227	10,448	5,000	5,448	
令和6年度	5,448	6,919	5,000	1,919	
令和7年度	1,919	2,437	5,000	-2,563	
令和8年度	-2,563	-3,255	5,000	-8,255	

(4) 個体数管理の方法

ア 狩猟期間の延長

本県における狩猟期間は11月15日から2月15日までとなっているが、狩猟による捕獲圧を高めて生息数の低減を図るため、法第14条第2項に基づき、ニホンジカの狩猟期間を1カ月延長し、11月15日から3月15日までとする。

ただし、一般の入山者の安全を確保する観点から、2月16日から3月15日までの間の猟法は「わな猟」に限るものとし、銃器の使用は、わなにかかったニホンジカの止めさしに限り認める。

イ 有害鳥獣捕獲の実施

狩猟による捕獲は、必ずしも被害実態や生息密度の多寡に応じたものとはならないため、農林業被害の実態等を勘案の上、有害鳥獣捕獲を継続する。

また、ニホンジカが住宅街や市街地周辺に出没し、県民への人身被害等が発生するおそれがある実態を勘案し、住宅地等への出没に対しては、従来の追払いによる対策に加え、県、市町村、警察等の関係機関が連携し、積極的に有害鳥獣捕獲を実施する。

ウ 管理捕獲の実施

管理地域区分における生息状況調査結果等を踏まえながら、特に密度の高い地域など、地域の実情に応じて、個体数調整のための管理捕獲を実施する。

エ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

管理捕獲を行うべき地域の中でも生息状況、被害発生状況等を踏まえ、個体数管理を特に強化する必要があると認める地域において、法第14条の2の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業実施内容等を定めるものとする。

オ 共同捕獲の実施

都県境付近の捕獲については、隣接都県と協議し、同時期に捕獲を行うなどの連携を進めていく。

カ 新たな捕獲手法の検討

ニホンジカの効率的な捕獲を実施するため、簡易な捕獲方法の開発等新たな捕獲手法の検討を進めていく。

※なお、狩猟におけるニホンジカの捕獲数制限については、法施行規則第10条第2項の改正により、本計画策定時点においてオス、メスともに無制限となっている。

8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区の指定等により、最低限のニホンジカ生息環境の保全を図る。

一方で人間の生活域との棲み分けが出来るようにする観点からも、農地及び集落周辺において耕作放棄地や里山林の適正な管理を促進する。

人工林については強度の間伐による針広混交林等の推進により森林の多様化、生物多様性の向上を図るとともに、植栽地については防護柵の設置等によりニホンジカのエサ場とならないように努める。

天然林などについては、植生を保護するための防護柵等を設置することにより、ニホンジカの採食による植生の劣化、消失の防止に努める。

9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 捕獲の担い手の確保

野生鳥獣の管理には個体数管理の担い手となる狩猟者を確保することが必要である。現在、狩猟免許所持者は平成初期の約半分程度まで減少しており、より積極的に狩猟者を育成しなければ、個体数管理の担い手が不足し、捕獲を十分に実施出来なくなるおそれがある。

現在、県は狩猟免許を取得しようとする者を対象とした講習会、狩猟初心者向けの研修会及び巻狩りによる捕獲の実践研修会といった捕獲の担い手を確保するための研修会を開催している。

今後も、狩猟者団体や関係地方公共団体等と連携して、狩猟初心者向けの研修会等のあり方について適宜見直しや拡充を図り、捕獲の担い手の確保、育成に努めることが必要である。また、より広域での個体数調整に対応できるように、関係市町村において捕獲隊の設立など体制の整備を進めるものとする。

また、住宅街や市街地周辺に出没したニホンジカを捕獲するためには、狩猟者団体との密接な連携が必要である。今後、住宅地等への出没個体の捕獲体制の整備に向けて検討を行うものとする。

(2) 被害防除対策の推進

ニホンジカによる農林業被害の軽減を図るためには、捕獲により生息数を調整するとともに、植林地、耕作地等へのニホンジカの侵入防止及び食害を防止することが重要である。このため、電気柵、防護柵等の侵入防止対策等の食害防止対策を促進する。また、自然植生に影響が出ている地域においても、防護柵等の設置を推進するものとする。

そのために国有林や秩父多摩甲斐国立公園内での捕獲の実施や防護柵の設置などについて、関係機関との連携・協力を努める。

また、農地周辺の耕作放棄地や放置された里山がニホンジカによる農林業被害や生息域拡大の要因の一つとなることを防ぐため、適正な管理

について指導、助言していく。

さらに、被害を受けている農林業従事者などを対象に、新たな捕獲の担い手の確保に努めるとともに、より効率的な捕獲を進めるため、ICT技術等による捕獲方法の確立や普及に努める。

また、ニホンジカによる人身被害を防止するためには、地域住民に対する広報活動や、山林や河川等への追払いの実施を行う必要がある。

しかし、住宅街等に入り込んだ個体については、追払いをすることにより人身被害が生じるおそれが高いと認められる状況である場合は、県、市町村、警察、狩猟者団体が連携を密に行いながら、積極的に有害捕獲許可による捕獲を実施する必要がある。

捕獲については、箱わなの活用を積極的に図るものとするが、緊急性の高い場合は網等を使った捕獲や、住民の安全確保を行った上での銃による捕獲を検討することとする。なお、銃による捕獲については、警察と密に連携を取りながら適切に実施する必要がある。

(3) モニタリング等の調査研究

ニホンジカの管理を的確に推進するとともに、今後の防除対策の策定に役立てるため、狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲数、捕獲位置、農林業被害の発生状況、自然植生に対する影響等に関する情報を定期的に把握する。

また、ニホンジカの生息状況及び個体数推定調査を継続的に実施し、より精度の高い生息状況等の把握に努める。

また、有害鳥獣捕獲個体を対象に実施している個体分析調査を継続し、性別、体長、体重、妊娠の有無等の個体データの収集・分析に努める。

加えて、より効果的な防除技術や効率的な捕獲技術の開発や研究を推進する。

(4) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。このため、関係行政機関、農林業団体、猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、合意形成を図りながら各種対策を推進する（図-28）。

市町村においては「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止計画の策定に努めるものとする。

特に、行動範囲が広いため都県境を越えて生息するニホンジカの保護

管理を効率的、効果的に進めていく上で、情報の共有化や共同での捕獲など、関東山地ニホンジカ広域協議会に参加するなどして隣接都県との連携に努める。

また専門的な見地から、本計画の遂行状況、モニタリング調査等の調査結果を分析・評価するとともに、計画の見直し等を検討するため、有識者、関係団体、行政関係者からなる特定鳥獣保護管理検討委員会を、毎年度開催する。

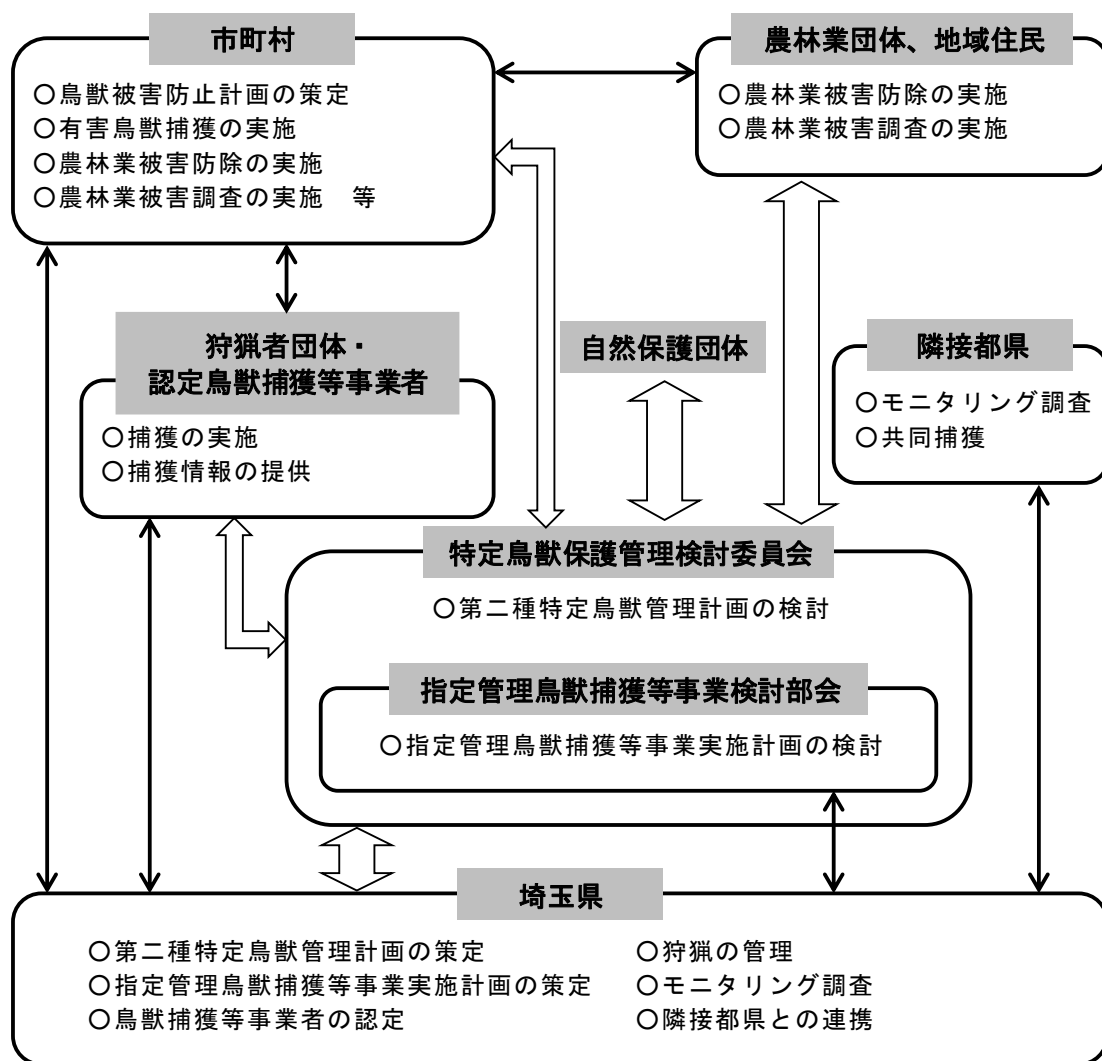


図-28 計画の推進体制

(5) 感染症等への注意喚起、対策等

ア ダニ媒介等の感染症

ニホンジカの捕獲作業や解体作業等に伴い、ダニ媒介等の感染症に

感染する危険性があることから、狩猟者や捕獲従事者等に対し、感染防止のため作業時にダニに刺されにくい服装とする等の注意喚起を、狩猟者登録や捕獲事業の開始等の機会をとらえて行うこととする。

イ 豚熱（CSF）

捕獲作業等に伴い、本来の狩猟対象であるかを問わず野生イノシシに接触することにより狩猟者や捕獲従事者が豚熱（CSF）ウイルスを拡散することがないように、適切な防疫措置について注意喚起する。

ウ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、狩猟者や捕獲従事者に対する研修会等を開催する場合には、WEBの活用を検討するとともに、消毒やマスクの着用、換気等の必要な対策を実施する。

（6）狩猟者のルールの徹底

県は、捕獲個体の放置や柵などで囲まれた土地又は作物のある土地への無断侵入などが発生しないよう、狩猟免許更新講習等の機会を活用し、狩猟者へルールの徹底についての周知を図っていく。